○厚生労働省告示第三百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険組合名	所在地	廃止年月日
KYB健康保険組合	岐阜県可児市土田五百五番地	平成二十八年九月一日

○厚生労働省告示第三百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
ミライト健康保険組合	主たる事務所	東京都江東区豊洲五丁目六番三十六号　SIA豊洲ブライムスクエア7F	東京都江東区豊洲五丁目六番三十六号　ヒューリック豊洲プライムスクエア7F	平成二十八年七月一日
ダイエー健康保険組合	主たる事務所	東京都江東区東陽二丁目二番二十号	東京都江東区大島四丁目六番一号　ダイエー大島店5F	平成二十八年七月一日
KYB健康保険組合	主たる事務所	東京都港区浜松町二丁目一番十七号　松永ビル内	岐阜県可児市土田五百五番地	平成二十八年九月一日
サンヨー連合健康保険組合	主たる事務所	大阪府守口市梅町一番十三号	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目五番二号	平成二十八年九月一日
鴻池健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目六番一号	大阪府大阪市中央区博労町三丁目六番一号　御堂筋エスジービル7階	平成二十八年九月七日

○農林水産省告示第千七百十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六十二の規定に基づき、カナダから発送されるとうがらしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十八年九月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　植物及び地域

カナダ植物防疫機関が次に掲げる要件を満たしているものとして指定した栽培施設（以下「指定栽培施設」という。）で生産されたとうがらしの生果実であること。

㈠　カナダのうち、カナダ植物防疫機関が次に掲げる要件を満たしている地区として指定した地域（以下「指定地域」という。）内に所在すること。

ア　タバコベと病が発生していないこと。

イ　タバコベと病について二の生茎葉等調査（生茎葉及び生果実に係る有害植物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。

ウ　カナダ国内のタバコベと病発生地域及びタバコベと病発生国からのタバコベと病菌の寄主植物（タバコベと病菌に侵されているものに限る。）及びタバコベと病菌の移入につき厳重な規制が行われていること。

㈡　当該栽培施設外からのタバコベと病菌の寄主植物（タバコ属植物に限る。）の移入につき厳重な規制が行われていること。

二　生茎葉等調査

毎年七月一日から九月三十日までの間、次の方法により生茎葉等調査が行われていること。

㈠　生茎葉等調査はカナダ植物防疫機関が行うこと。

㈡　指定地域内（指定栽培施設内を除く。）及び指定栽培施設内で、それぞれタバコベと病菌の寄主植物について行うこと。

㈢　指定栽培施設の付近においては、カナダ植物防疫機関が必要と認める地点で、栽培中のタバコベと病菌の寄主植物（タバコ属植物に限る。）について行うこと。

三　輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

四　生産地における検査及び証明

㈠　カナダ植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているカナダ植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

㈡　㈠の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア　二の生茎葉等調査の結果、タバコベと病の発生が確認されていない指定地域内で生産されたものであること。

イ　二の生茎葉等調査の結果、タバコベと病の発生が確認されていない指定栽培施設内で生産されたものであること。

ウ　アの指定地域内でこん包されたものであること。

エ　一時保管された場合にあっては、アの指定地域内で一時保管されたものであること。

五　植物防疫官による確認

二の生茎葉等調査及び四の㈠の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

六　こん包及びこん包場所並びに一時保管施設

㈠　生果実は、タバコベと病菌の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

㈡　生果実のこん包及び一時保管は、二の生茎葉等調査の結果タバコベと病の発生が確認されていない指定栽培施設（当該生果実が生産された栽培施設に限る。）の所在する指定地域内のカナダ植物防疫機関が適当と認める施設で行われていること。

㈢　各こん包又は束ねたこん包には、カナダ植物防疫機関による封印がなされていること。

七　表示

四の㈠の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第千七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県郡上市和良町方須字足原西山一七五九の一、一七五九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月八日

農林水産大臣　山本　有二